



2010 Roadster Cup NC Race Series

RuleBOOK

Roadster Motorsport Association

ロードスターカップ NC レース シリーズ 統一規則書

目次

競技規則 (Sporting Regulation)

公示	2	第 16 条 大会期間中の整備作業	3
第 1 条 大会	2	第 17 条 エンジン	4
第 2 条 組織	2	第 18 条 エンジンコントロールユニット	4
第 3 条 競技規則の変更	2	第 19 条 タイヤ	4
第 4 条 競技会日程 / 開催場所 / オーガナイザー	2	第 20 条 燃料	4
第 5 条 レース距離 / 完走周回数 / 決勝出走台数	2	第 21 条 エアバック	4
第 6 条 参加資格	2	第 22 条 公式車両検査	4
第 7 条 参加車両・ゼッケン番号・ドライバーの装備品	2	第 23 条 公式予選 (組み分け)	4
第 8 条 参加申込	2	第 24 条 決勝スターティンググリッドの決定方法	5
第 9 条 保険	2	第 25 条 コンソレーションレース	5
第 10 条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項	2	第 26 条 レーススタート方式	5
第 11 条 罰則	3	第 27 条 車両保管	5
第 12 条 広告スペース	3	第 28 条 公道走行チェック	5
第 13 条 ゼッケン番号	3	第 29 条 シリーズポイント	5
第 14 条 テクニカルサポート	3	第 30 条 賞典	6
第 15 条 車両の交換	3	第 31 条 シリーズ表彰式	6
		第 32 条 補足 / 統一解釈	6

技術規則 (Technical Regulation)

定義	7	5-4 クラッチ	8
1. 安全規定	7	6. 駆動装置	8
1-1 配管類	7	6-1 シフトレバー	8
1-2 ファスナーの追加	7	6-2 ディファレンシャル	8
1-3 安全ベルト	7	6-3 最終減速比	8
1-4 消火器	7	7. 制動装置	8
1-4 ロールバー	7	7-1 ブレーキパッド	8
1-5 サーキットブレーカー	7	7-2 バックプレート	8
1-6 けん引用穴あきブラケット	7	7-3 その他	8
2. 一般改造規定	7	8. サスペンション	8
3. 材質の制限	7	8-1 スプリング	8
4. エンジン	7	8-2 ショックアブソーバー	8
4-1 エンジンおよび補機	7	8-3 スタビライザー	8
4-2 点火装置	7	9. タイヤおよびホイール	8
4-3 吸気装置	7	9-1 タイヤ	8
4-4 冷却装置	7	9-2 ホイール	9
4-5 エンジンコントロールユニット	8	10. 車体	9
4-6 マフラーおよび排気管	8	10-1 車体外部	9
5. シャシー	8	10-2 車体内部	9
5-1 最低地上高	8	10-3 補強	9
5-2 最低重量	8	11. 統一解釈	9
5-3 ラバースマウントおよびブッシュ	8		
付則: RMA 指定・認定部品 (メーカー) 一覧 (2009 年 12 月現在)	10		
参考: RMA 推奨部品 (メーカー) 一覧 (2009 年 12 月現在)	10		

競技規則 (Sporting Regulation)

公示

本競技は、国際自動車連盟 (FIA) の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した JAF 国内競技規則とその付則、JAF 国内競技車両規則とその付則、「ロードスター モータースポーツ アソシエーション (RMA)」が定めるロードスターカップ NC レースシリーズ統一規則、各大会主催者により定められる特別規則書および各サーキット規定に基づき開催される。

第 1 条 大会

「ロードスターカップ NC レースシリーズ」は、日本自動車連盟 (JAF) の公認のもと、自動車登録番号標を有するマツダ・ロードスター (NCEC) によるワンメイクレースシリーズとして開催される。
全ての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各大会主催者および競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第 2 条 組織

本シリーズは、ロードスター モータースポーツ アソシエーション (略称: RMA) の主管により運営され、それぞれの大会に於ける組織委員会、審査委員会、競技長およびその他の競技役員は各大会の特別規則にて公示される。

第 3 条 競技規則の変更

「ロードスターカップ NC レースシリーズ統一規則」は、シリーズ開催年度中に於いても見直しを行うことがある。その内容は RMA 発行のブルテン (Bulletin) で発表される。

第 4 条 競技会日程 / 開催場所 / オーガナイザー

別途、公示される。

第 5 条 レース距離 / 完走周回数 / 決勝出走台数

各大会の特別規則書に公示される。

第 6 条 参加資格

1. ドライバーは、当該年度に有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 級以上の所有者であること。
2. RMA に選手登録し、認定されたドライバーでなければならない。

第 7 条 参加車両・ゼッケン番号・ドライバーの装備品

1. 参加車両は、マツダ・ロードスター (車両型式: NCEC) とし、別掲の車両規定に合致した車両であること。
2. 参加車両のゼッケン番号は、各主催者が指定した番号を使用すること。
3. ドライバーは、JAF 国内競技車両規則第 4 編付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従い装備品を整えること。
ただし、競技用ヘルメットについては四輪用のフルフェイスタイプ (FIA 基準 8860-2004 準拠) を装着し、耐火炎被服 (オーバーオール、アンダーウェア、バラクラバ、ソックス、シューズ、グローブ等) の FIA 基準 8856-2000 に合致した FIA 認定品を着用しなければならない。
なお、頭部の動きを抑制する装置 (HANS 等 / FIA 基準 8858-2002) の着用を強く推奨する。

第 8 条 参加申込

1. 各大会への参加申し込みは、当該大会主催者宛に行うこと。
2. 参加申込方法および受付期間は、各大会特別規則書による。
3. 参加費用は、各大会の特別規則書に公示される。
4. 参加申込書に記載する車名には、必ず「ロードスター」または「ROADSTER」の文字が含まれていなければならない。

第 9 条 保険

1. 参加者は、ドライバーには総額 1000 万円以上、チーム監督およびピット要員には、各々、総額 500 万円以上の有効な保険に加入していることを参加申し込み時に申告しなければならない。
2. 各大会の特別規則に規定されている場合には、それに従うこと。

第 10 条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。

そして相互に、また競技役員に対する攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。本条項に違反した場合は、厳重な罰則が適用される。

第 11 条 罰則

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは、FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定ならびに、それに準ずる規定を遵守しなければならない。この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、当該大会の罰則とは別に RMA から標記の通り厳しく罰せられる。

- 1) 各大会において当該競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティを科せられたドライバーは、RMA により公示される。
- 2) 参加した大会で受けたペナルティの全てを加算する。また、シリーズポイントの減算および剥奪は、全てのシリーズに適用する。
- 3) 参加した大会で受けたペナルティ 1 件ごとに、その年度内に獲得したシリーズのポイントから 10 ポイントが減算される。
- 4) 上記ペナルティが 3 件に達したドライバーは、その年度内に獲得したシリーズポイントが全て剥奪される。
- 5) 上記ペナルティは、ペナルティを科せられた日から 1 年間累計され、翌年度の応答日から個別に削除される。

2. 車両規則違反

参加者は、本規定に定められた車両規定、該当する JAF 国内競技車両規定、当該大会の特別規則に定められた車両規定、および当該サーキット規定に定められた車両規定に違反し、失格となった場合、当該大会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪される。

第 12 条 広告スペース

参加者は、RMA および各主催者より配布されるスポンサースタッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない。その数、位置については RMA の指示に従わなければならない。

第 13 条 ゼッケン番号

1. ゼッケン番号は、各主催者が決定し、各シリーズに於いて、当該年度を通して使用される。
2. ゼッケン番号は、RMA 指定の大きさのものを各自で用意すること。
3. ゼッケンベースは、RMA 指定のものを使用し、指定された位置と角度で貼り付けなくてはならない。
4. ゼッケンの表示場所は、フロントボンネット、左右ドア中央部、リヤの 4 箇所とする。

第 14 条 テクニカルパスポート

1. テクニカルパスポートは、RMA より発行される。大会参加申し込み前までに RMA に申請し、所持していること。
2. テクニカルパスポートは、当該年度を有効とし、RMA が定める期間内に毎年度更新しなければならない。
3. テクニカルパスポートは、当該大会の公式車両検査の時に提出し、公道走行チェック時に返却される。
4. テクニカルパスポートを紛失した場合、速やかに再発行の手続きを行うこと。その際、再発行事務手数料を徴収する。

第 15 条 車両の交換

参加受付後の車両交換は、認められない。

第 16 条 大会期間中の整備作業

大会期間中に認められる車両整備は、以下の通りとする。ただし、当該大会の技術委員長長の許可がある場合は、この限りではない。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換、エア抜き作業。
3. 冷却水の点検、クーラントまたは水の補充、交換。
4. バッテリー液量の点検、蒸留水の補充。
5. タイヤ、ホイールの清掃。
6. タイヤエア圧の点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
8. 調整ダイヤルによるショックアブソーバーの減衰力調整。
9. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液または水の補充。

10. ガソリン給油。
11. 各種ステッカーの交換。
12. 車両より部品の取り外しを伴わない各部の清掃。

第 17 条 エンジン

全ての参加者は、本シリーズに参加する最初のレースに於いて、RMA が指定する車両検査を受け、エンジンに封印を施さなければならない。また、この封印を取り外して行う修理は認められない。

エンジン本体を破損してしまった場合、RMA に申告し、エンジン供給の手続きを行い、封印済みのエンジンに交換しなくてはならない。

なお、エンジン本体の交換は、テクニカルパスポートに記載される。

第 18 条 エンジンコントロールユニット

全ての参加者は、本シリーズに参加する最初のレースに於いて、RMA が指定するエンジンコントロールユニット (ECU) の検査を受けなければならない。また、RMA 指定の ECU プログラムに書き換えを行い、性能調整を施さなければならない。

ECU 不具合等に関わる修理を行った場合、RMA に申告し、ECU の検査を行い、再プログラムの手続きをしなくてはならない。

なお、ECU の交換および、プログラム書き換えは、テクニカルパスポートに記載される。

第 19 条 タイヤ

1. 公式予選、決勝レースを通じて使用できるタイヤは 4 本までに制限され、公式車検時に 4 本のタイヤにマーキングが施される。

ただし、バースト等やむを得ない理由の場合、当該大会の技術委員長に申告し、承認を得られれば交換することができる。

2. 決勝レースが 2 レースの大会の場合には、公式予選、決勝レースを通じて 6 本までのタイヤの使用が認められる。

3. 大会期間中、当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求められることがり、その場合は指示に従うこと。

4. タイヤの裏組 (左右を逆に組み直す) は禁止され、タイヤマーキングは車両の外側を向くこと。

5. レースで使用されたマーキングのあるタイヤで、一般公道を走行することは、禁じられる。

6. 2 本以上のタイヤ交換は、大会審査委員会の裁定により、グリッド降格のペナルティを科せられる場合がある。

第 20 条 燃料

当該大会の参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 1 章第 9 条「燃料」に従い、通常のカソリンスタンドのポンプから販売されている (潤滑油以外のいかなる添加物も含まない) 自動車用無鉛燃料 (ガソリン) を使用すること。

第 21 条 エアバック

当該大会の公式車両検査開始前までにエアバックの作動を制限するか停止させること。また、当該大会の競技中も常にその状態を維持しなければならない。

尚、当該大会の公道走行チェック時には、エアバックが作動するよう元の状態に戻すこと。

第 22 条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、当該大会期間中、いかなる改造 (加工・交換・追加・変更) も認められない。また、事故や使用による損傷や摩耗した部品の交換 (修復) は、当該大会の技術委員長の許可を受けた上で作業を行うことができる。その際、当該車両は再車両検査を受け承認を得なければならない。

第 23 条 公式予選 (組み分け)

1. 全ての参加ドライバーは、スターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走し、タイム計測を受けなければならない。

2. 予選を組み分けして行う場合、当該シリーズポイントを考慮し、そのポイント上位のものから交互に組み分けを行う。

なお、シリーズ初戦の場合はゼッケン番号を基に交互に組み分けを行う。

3. 全ての参加ドライバーは、公式予選で記録されたタイムがレース出走最低基準タイムをクリアしなければならない。最低基準タイムは、同一公式予選内に記録されたファステストラップタイムの 130% 未満とする。

4. 公式予選において最低基準タイムをクリアできなかったドライバーは、大会審査委員会が認めた場合を除き、決勝レースへの出場は認められない。

第24条 決勝スターティンググリッドの決定方法

1. スターティンググリッドは公式予選のタイム順に交互に与えられる。予選を組み分けて行われる場合は、各組の1位のタイムを比較し、上位の組がポールポジション側を占める。
2. レース大会における第2レースのスターティンググリッドは、第1レースの上位順に交互に与えられる。

第25条 コンソレーションレース

各大会において、最大決勝出走台数を11台以上超える参加台数があった場合に、予選不通過車両を対象としたコンソレーションレースを行うことがある。この場合、当該大会の参加者に対し公式通知をもって示す。

第26条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第27条 車両保管

1. 競技車両は、予選、決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される。参加者は、車両保管が解除された後に車両整備が認められる。
2. 競技車両は、公式車検を受けた後、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで当該サーキットの場外へ持ち出すことはできない。
3. 大会期間中にリタイヤした場合、車両を当該サーキットの場外に持ち出せるのは、リタイヤ届けの受理後に実施される公道走行チェックを受けた後となる。

第28条 公道走行チェック

1. 参加受付された全ての車両は、レース終了後の車両保管が解除された後、当該大会役員立会いのもと、RMAによって指定された検査員により実施される公道走行チェックを受けなければならない。
2. 決勝レースに不出場、またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。
3. 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 車体外板
 - (2) かじ取り装置
 - (3) 制動装置
 - (4) 走行装置
 - (5) 緩衝装置
 - (6) 動力伝達装置
 - (7) 電気装置
 - (8) 原動機
 - (9) 排気系
 - (10) 灯火装置・方向指示器
 - (11) 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - (12) 競技走行において異常が認められた箇所
 - (13) エアバックの作動確認
 - (14) 最低地上高 (9cm以上)
- (1)~(12)の検査内容について、JAF「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。
4. 公道走行チェックに於いて、一般公道に於ける運行が不適と判断された車両は、RMAによって管理され、規定の場所(使用者の保管場所、自動車整備工場)までキャリアカーによって移動されなければならない。
5. 参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、かつその参加者、ドライバーおよび当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
6. 入賞した車両が本項によってその競技成績を抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第29条 シリーズポイント

1. シリーズポイントは、以下の通り与えられる。
2. シリーズポイントは、当該大会毎に完走したドライバーに与えられる。
3. 最終シリーズランキングを決定する際、ポイントの集計は獲得した全てのポイントを合計する。
4. シリーズポイント集計の結果、同ポイントの場合の順位は、上位得点の回数の多い順に決定される。

5. シリーズポイントは、決勝出走台数が 5 台に満たない場合は与えられない。
 6. シリーズポイントは下記の通り。

シリーズポイント表

順位	01st	02nd	03rd	04th	05th	06th	07th	08th	09th	10th
ポイント数	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

7. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

- 1) 先頭車両が 2 周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、シリーズポイントと賞典は与えられない。
- 2) 先頭車両が 2 周回以上を完了し、かつ当初のレース距離の 75% 未満でレースが中止された場合、レースを成立と見なし、シリーズポイントと賞典が全て与えられる。

8. ペナルティポイントに関して

RMA は本規則第 11 条罰則に加え、以下の場合、ペナルティとしてシリーズポイントを減算する場合がある。

- 1) エンジン封印の紛失 : -5
- 2) テクニカルパスポートの紛失 : -5
- 3) H 項、L 項違反によるペナルティは、罰則の量刑による : -10 以上

9. 同順位の決定

各シリーズに於ける同ポイントの順位決定方法は、次の方法でシリーズ順位を決定する。

- 1) 上位獲得数の多い者。
- 2) 参戦数の多い者。
- 3) 最終順位の上位の者。
- 4) RMA が決定する。

第 30 条 賞典

1. 各大会賞典

当該大会の賞典は、各大会の特別規則書に公示され、表彰を行う。

2. 賞典の制限

大会賞典は、出走台数により次のように制限される。

2～3 台	…1 位まで
4～5 台	…2 位まで
6～7 台	…3 位まで
8～9 台	…4 位まで
10～11 台	…5 位まで
12 台以上	…6 位まで

尚、出走 1 台の場合、賞の授与を行わない。

3. 仮表彰

各レースとも、決勝出走台数に関係なく第 3 位まで仮表彰を行う。

4. シリーズ賞典

シリーズの賞典は、以下のように入れられ、表彰を行う。

■総合

- ・1 位から 3 位、特別賞典、他

第 31 条 シリーズ表彰式

シリーズ入賞者は、原則としてシリーズの表彰式に参加しなければならない。ただし、参加できない場合には、代理人を参加させる事。尚、シリーズ表彰式が開催されない場合には、別途 RMA より告知する。

第 32 条 補足 / 統一解釈

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、および各大会の公式通知により示される。

尚、本規定の変更や解釈は RMA よりブルテン (Bulletin) として公示される。

以上。

2009 年 12 月 30 日制定

技術規則 (Technical Regulation)

マツダ・ロードスター NC(車両型式：NCEC)とし、JAF 国内競技車両規則第 3 偏第 6 章「スピード B 車両規定」に適合した車両でなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならない。レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。

定義

1) 指定部品

RMA より使用が義務づけられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

2) 認定部品

RMA より使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

RMA が認めた場合(車両規定およびブルテンにて公示される)を除き、指定部品、認定部品に対する改造は認められない。

1. 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

RMA 指定部品および認定部品の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 ファスナーの追加

改造は許されない。

1-3 安全ベルト

ワンタッチフルハーネスタイプで 5 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用が義務付けられる。ただし、乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

1-4 消火器

消火器の装着を推奨する。

1-4 ロールバー

RMA の指定するロールバーを装着しなければならない。

1-5 サーキットブレーカー

サーキットブレーカーの装着を推奨する。

1-6 けん引用穴あきブラケット

車両の前後に RMA の指定するけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のまままで修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着(純正装着)および車体を除き、カーボンの使用は禁止される。

4. エンジン

4-1 エンジンおよび補機

国内で販売されているマツダ・ロードスター NC(車両型式：NCEC)用の純正部品に限り使用が認められる。ただし、純正部品の改造は許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

4-1-1 フライホイール

改造は許されない。

4-1-2 エンジンマウント

改造は許されない。

4-2 点火装置

4-2-1 スパークプラグに限り交換が許される。

4-3 吸気装置

4-3-1 フィルター

RMA の認定したフィルターカートリッジに限り交換が許される。ただし、取り外しは許されない。

4-4 冷却装置

4-4-1 RMA の認定したラジエターキャップに限り交換が許される。

4-5 エンジンコントロールユニット

RMA の指定するエンジンコントロールユニットを装着しなければならない。

4-6 マフラーおよび排気管

RMA の認定したマフラーへの交換が許される。

5. シャシー

5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm 以上を確保すること。

5-2 最低重量

5-2-1 燃料タンクから燃料を抜いた計測基準重量は、以下の通りとする。

NCEC : 1070kg

5-2-2 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-3 ラバーマウントおよびブッシュ

改造は許されない。

5-4 クラッチ

クラッチディスクおよびクラッチカバーは、数および直径を除き変更することができる。ただし、カーボン製(カーボン含有率がすべてを占めるもの)の使用は認められない。

6. 駆動装置

6-1 シフトレバー

改造は許されない。

6-2 ディファレンシャル

ディファレンシャルは、数を変更しなければボルトオンで取り付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を取り付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

6-3 最終減速比

改造は許されない。

7. 制動装置

7-1 ブレーキパッド

ブレーキシュー、ライニングパッドの材質変更を含み交換、変更は許される。ただし、カーボン材(カーボン含有率がすべてを占めるもの)は使用できない。

7-2 バックプレート

改造は許されない。

7-3 その他

改造は許されない。また、ブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

8. サスペンション

8-1 スプリング

RMA の認定したスプリングへの交換が許される。

8-2 ショックアブソーバー

RMA の認定したショックアブソーバーへの交換が許される。

8-3 スタビライザー

RMA の認定したスタビライザーへの交換が許される。

9. タイヤおよびホイール

RMA の指定するタイヤおよびホイールのサイズを使用しなければならない。

指定タイヤ 別途銘柄指定 サイズ: 205/50R-16

指定ホイール 別途銘柄指定 サイズ: 6.5J-16 offset +55

9-1 タイヤ

- (1) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- (2) タイヤおよびホイールは、車軸中心より前方 30°後方 50°の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。
- (3) タイヤの溝は常に 1.6 mm 以上あること。
- (4) タイヤは加工しないこと。
- (5) タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

9-2 ホイール

- (1) ホイールナットの材質および形状の変更は許される。ただし、ホイールディスク面より突出しないこと。
- (2) ホイールスパーサーの使用は許されない。
- (3) ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、およびアクスルハブに間隔保持のための部材を溶接することは許されない。
- (4) 走行中ははずれる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。

10. 車体

10-1 車体外部

10-1-1 空力装置

10-1-1-1 フロントスポイラー

RMA の認定した純正部品およびオプション部品に限り、装着・変更が許される。

10-1-1-2 リアスポイラー

RMA の認定した純正部品およびオプション部品に限り、装着・変更が許される。

10-1-1-3 サイドスカート

RMA の認定した純正部品およびオプション部品に限り、装着・変更が許される。

10-2 車体内部

10-2-1 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。

- (1) ローリングバーの装着、またはタワーバー設置に伴う最小限の内装切除。

- (2) 着脱式のリアシェルフは取り外しても良い。

10-2-2 ステアリングホイール

改造は許されない。ただし、レース時はエアバックコンピューターのコネクターを外し、作動をキャンセルさせること。(レース後は復元させること。)

10-2-3 フットレスト・ペダルカバーおよびヒールプレート等

装着することができる。ただし、確実に取り付けること。

10-2-4 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きに及ぼす影響を及ぼさないものはすべて、認められる。

10-2-5 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、バッテリー、バルブ等の消耗品は、同等品への交換が許される。

10-2-6 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。

10-2-7 座席

FIA 公認シートへの変更が許される。

10-2-8 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り装着することが許される。ただし、標準装備されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取り付けについては乗員の保護を十分に考慮した取り付け位置、取り付け方法であること。なお、計測センサー取り付けのための追加・修正加工は許される。

10-3 補強

10-3-1 車体の改造は許されない。

10-3-1 タワーバー

RMA の認定するタワーバーに限り装着が許される。

11. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈を以て最終とする。

以上。

2009年12月30日制定

付則：RMA 指定・認定部品（メーカー）一覧（2009年12月現在）

ロールバー	Doable(認証プレート付)	40011-15651
	マツダスピード製ロールバーセット	QNC1 53 660
けん引ブラケットフロント	Doable(OKUYAMA)	11372-53640
	マツダスピード製牽引フック	QNC1 50 EJO
	(マツダスピード製フロントノーズ装着車)	QSE2 50 EJO
けん引ブラケットリア	Doable(OKUYAMA)	11372-56290
	マツダスピード製牽引フック	QNC2 50 EJO
フィルターカートリッジ	itg Pro-filter	11371-13Z40
	マツダスピード製スポーツエアフィルター	QNC1 13 Z40
ラジエターキャップ	未定	
ECU(プログラム書き換え)	Doable(TC-ROM)	11371-18901
マフラー	マツダスピード製スポーツサウンドマフラー	QNC1 40 100
サスペンションキット	Doable	11371-34001
スタビライザー	純正 Ft, Rr	
タイヤ	別途銘柄指定	205/50R-16
ホイール	別途銘柄指定	6.5J-16 offset +55
フロントスポイラー	純正	
	マツダスピード製フロントノーズ	QNC1 50 020
リアスポイラー	純正	
	マツダスピード製リアスポイラー	QNC1 51 960
	マツダスピード製リアバンパー	QNC1 50 220
サイドスカート	純正	
	マツダスピード製サイドスカートセット	QNC1 70 900
タワーバー	Doable	11371-56471

*別紙パーツカタログ参照

*上記マツダスピード製エアロパーツはマイナーチェンジ前の車両(車体番号：NCEC～300000)用

参考：RMA 推奨部品（メーカー）一覧（2009年12月現在）

安全ベルト	SABELT、SCHROTH、SECURON
消火器	FEV(IRS)
ブレーキパッド、シュー	Doable(Dixcel)
	マツダスピード製ブレーキパッドセット
	フロント QNC1 49 280
	リア QNC1 49 480
	エンドレス製ブレーキパッドセット
	フロント EP431NR-A
	リア EP432NR-A
バケットシート	BRIDE、JURAN
補助メーター	Pivot、HKS

*別紙パーツカタログ参照

レース全般に対する問い合わせ：

ロードスター モータースポーツ アソシエーション
事務局
担当：松原
〒104-0033
東京都中央区新川 2-21-12 杉本ビル 2F
TEL：03-5540-6477
FAX：03-5540-6478

競技車両に関する問い合わせ：

有限会社ドゥー・エンジニアリング富士工場
担当：田知本
〒410-1325
静岡県駿東郡小山町一色 1343-2
TEL：0550-78-3200
FAX：0550-7

